

監査公表第19号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年2月15日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 中 西 宏 彰

監査結果の措置対象

総務部

行政課、資産管理課、財政課、税務課、債権管理室、防災対策課

監査結果報告年月日

令和5年12月18日

監査結果に対する措置通知年月日

令和6年1月25日

講じた措置等の内容

【行政課】

《意見1》

選挙開票場の施設については、代替施設をあらかじめ確保するなどの事前の準備をすることで対応していただきたい。

《措置内容》

これまで開票所であった青年の家体育室の除却が予定されているため、令和5年4月の愛知県議会議員一般選挙において新城小学校体育館を代替施設として試験実施し、今後も基本的に利用する想定でいます。現在、学校行事が優先される場合の別会場の準備も進めています。

《意見2》

施設の指定管理を委託するにあたっては、事業が継続して行えるような事業者選定に努めていただきたい。

《措置内容》

指定管理者選定審議会の審査では、応募者の中から施設運営方針や事業計画、財務状況や収支計画などを総合的に勘案し、相応しいと考えられる事業者を選定し、市長に答申しています。

《意見3》

全庁的業務改善・提案運動「K A E L運動」については、職員の意識改革に繋がるものであり、今後とも継続して取り組んでいただきたい。また、市民を対象とする業務についても、改善に取り組んでいただきたい。特に、公共空間でBGMを流す提案については、窓口での待ち時間のストレス軽減や職員の事務能率の向上に効果が期待できるので、検討を進めていただきたい。

《措置内容》

全庁的業務改善・提案運動「K A E L運動」については、募集強化月間を設定するなど積極的に職員へ周知し、行政サービスの質の向上に努めています。応募のあった提案や実践内容については、各課で判断のうえ業務に活かしています。

《意見4》

行政改革については、デジタル化が市民生活の利便性向上、並びに職員の事務の効率化に最も寄与するものであり、自主的に取り組んでいただきたい。

《検討状況》

行政事務のデジタル化については、情報政策課が中心となり、全庁で10件の優先取組事業を定め、事務の効率化や市民サービスの質の向上を目指しています。また、課や職員個人においてもRPAツールを利用した事務の改善に取り組んでいます。

《意見5》

最近、市が訴えられる訴訟案件が増えてきており、この傾向は続いていくものと考えられる。対応するための体制や職員の知識習得のための研修の実施とともに、関係部署へのアドバイスなどにより、早期に対応するようにはしていきたい。

《検討状況》

組織上の体制確保については、組織機構の見直しの議論において「法務・コンプライアンス」を統括する部署の在り方について検討を行い、令和7年度の担当部署の立上げに向けて必要な整備を行います。

また、職員の意識改革に向けた取組については、法令遵守意識の向上、適正な事務執行を図るため、特に部課長職を対象としたコンプライアンス研修を開催します。

《意見6》

各地区から要望の多い防犯カメラの設置補助については、手続きが非常に煩雑であるため、簡略化について検討していただきたい。

《措置内容》

補助に適合する設備であるかを判断する必要から、これ以上の簡略化は難しいのですが、実際の書類準備については設置事業者（電気事業者）が行う場合がほとんどのため、申請者の書類作成に係る負担は現実的には少ないと認識しています。

《意見7》

自転車のヘルメット着用については、大人への浸透が遅れている。努力義務ではあるが、着用に向けて広く広報していただき、市民の交通安全に努めていただきたい。

《措置内容》

愛知県、愛知県警新城警察署及び交通安全関係機関と連携し、四季の交通安全運動期間始め街頭キャンペーン、市広報等で啓発をしています。

《意見8》

犯罪被害者等のための総合的対応窓口が市民安全係に置かれているが、犯罪被害者に対するワンストップ相談支援とともに、加害者側の再犯防止を含めた様々な対応が求められており、1 部署で対応できる範囲を超えていると思われるので、市全体としての取り組みについて検討していただきたい。

《検討状況》

愛知県内での担当部局の多くは福祉関連部局であるため、福祉課と調整し、今後犯罪被害者にとって相談しやすく、支援を受けやすい体制の整備を検討します。

【資産管理課】

《指摘事項1》

公有財産の調書について、未記入の箇所が見受けられるので、記入漏れが無いようにしていただきたい。

《是正措置内容》

資産管理課が所管する普通財産については令和2年度に登記簿を取得しており、登記簿記載事項については確認が完了しています。それ以外の情報に係る調査は、課内においてより緊急性の高い事業を優先的に実施しているため着手できていないのが現状ですが、財産に異動があった際は台帳の備考欄に経緯を記入するよう努めるほか、処分対象になった場合は案件ごとに関係書類をファイル保存し、処分までの経緯がわかるようにしています。

《意見1》

赤道の管理台帳整備が進んでいない。公有財産であり土木課と協力連携しながら台帳整備を進めていただきたい。

《措置内容》

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、国から赤道等法定外公共物の譲与を受けた当時、専属職員を配置し台帳整備を行いました。現状として、新城市内には数多くの赤道が存在し、その実態・現況を把握・管理するためには外部委託または専属職員の配置が必要と考えますが、経費がかかり財源

の確保も困難な状況です。

台帳の整備・管理につきましては、土木課と協力連携し、赤道の払い下げや建築確認による境界確定時等を始めとした必要度が高い物件などから順次整備して参ります。

《意見2》

公共施設のマネジメント推進事業は、公共施設個別施設計画で10年ごとの計画を立て、延べ床面積及び維持管理費の削減に取り組んでいるが、計画期間を3年から5年に短縮し、毎年PDCAで結果を見える化するなど、より実効性を高めて進めるようにしていただきたい。

《措置内容》

公共施設のマネジメントは長期的視点での取り組みが必要であることから、計画期間を30年間と定め、さらに前期・中期・後期の10年間に分けて、各期間において適宜見直すこととしています。

その上で、計画の実行性を高めることを目的に、計画の進捗管理・改善といったPDCAサイクルも推進することとしています。

このPDCAサイクル推進の考え方に基づき、施設所管課を対象としたヒアリング、新都市公共施設個別施設計画の時点修正、建物台帳の加除による延床面積増減の把握等を行い、各施設の状況把握に努めています。

《意見3》

廃校廃園の利活用については、解決が困難な取り組みではあるが、いつまでも放置できる問題ではないので、行政が主体となって、地域の皆さんに現状を丁寧に説明し、理解を得ながら順次進めていただきたい。

《措置内容》

廃校、廃園を含めた公共施設の利活用についてはこれまで施設単体での解決を試みてきましたが、多くの施設が問題解決できないまま今日に至ります。

そこで、施設単体で考えるのではなく、機能集約という手法を用いて一定区域における複数の施設を対象に再編を目指すこととしました。具体的には、長寿命化施設に機能集約し、その結果不要となった施設は除却や民間への売却を考えています。

特に廃校施設を有する鳳来地区と作手地区については状況が深刻であるため、根拠に基づき作成した再編案を提示した上で、地域の皆様の御意向を尊重しながら今後の協議を進めていく予定です。

《意見4》

鳳来総合支所所管の普通財産である田口線跡地については、支所で対応することは大変困難であるので、資産管理課への所管替えを検討していただきたい。

《措置内容》

現在、田口線跡地を含め、一部の普通財産は鳳来総合支所や作手総合支所の所管となっています。普通財産は市の所有となるまでの経緯等において複雑な事情を有している場合があります、その財産に何かが生じた際は必ず地域の方を交えてお話をさせていただくことから、各支所において慎重に管理するのが適切であると考え、現在も支所の所管となっています。また、新城市は市域が広大であることから、その普通財産の所在地から距離の近い支所での管理をお願いしております。

なお、上記のとおり基本的な管理は各支所となっておりますが、資産管理課に対し支所から相談があった場合は対応しております。また、売却等の手続きについては今後も各支所と連携しながら、資産管理課において実施していきます。

《意見5》

地域へ無償貸し付けしている土地建物については、できるだけ地元への無償譲渡を進め、市の行政負担の軽減に取り組んでいただきたい。

《検討状況》

公有財産の譲渡に当たっては、地元の意向、過去の経緯を踏まえた対応などが必要であるため、短期間で措置することが難しい状況であると考えておりますが、譲渡可能な財産の選定に係る調査検討を行うなどした上で、地元譲渡に向けた対応について検討を行います。

【財政課】

《指摘事項1》

財政調整基金の一部において上場株式を保有しているが、不確実な資産運用であるので、見直していただきたい。

《是正措置内容》

財政調整基金で保有している有価証券について、合併以前より保有し、取得した経緯等が明確で無いため、会計課等関係部署と情報を共有し、基金で有価証券を所有することの是非や所管部署のあり方について検討します。

《意見1》

コロナ禍が落ち着き、これから国からの補助金が減少していくものと思われる中で、自主財源の確保は大変困難な状況にある。今後とも計画的に厳格な財政運営に努めていただきたい。

《検討結果》

コロナによる緊急的な経済政策が終了した反面、物価高騰など日常生活に大きな影響を及ぼしているなか、限られた財源を最大限に有効に活用し、計画的に事業のスクラップ&ビルドをより強化し、真に必要な市民サービスを提供できるよう心がけます。

《意見 2》

財政調整基金については、必要に応じて取り崩すことはやむを得ないことであるが、今後に向けて、積み増していくことが大変重要である。そのためにも財政収支をいかに黒字に持っていくのかに注力していただきたい。

《検討結果》

令和5年度は6月豪雨の災害対応として、財政調整基金の取崩と繰越金の充当により、積み増しを行う財源が厳しい状況です。全庁的に、令和5年度末までの歳出執行状況について今一度精査し、不用額を把握、今年度最終補正予算において歳出減額による余剰金を積立金に組み換え、財政調整基金を少しでも積み立てるよう努めます。

《意見 3》

年度切り替えの契約事務について、債務負担行為の活用により、これまでの単独随意契約によらない適正な事務執行が予定されている。単独随意契約については、今後とも厳密に見直しを進めていただきたい。

《検討結果》

単独随意契約を正しく理解し、安易に、また、前例踏襲的に単独随意契約が行われないよう、引き続き適切に助言、指導を実施します。

【税務課】

《意見 1》

税の申告については、申告相談の予約制やe-Taxによる申告など、負担軽減が図られつつあるが、税務情報の入力事務も負担が大きい。可能なものについては、できるだけ外部委託することにより、事務負担の軽減に努めていただきたい。

《検討状況》

これまでも、デジタル化による業務の省力化に努めてきましたが、さらにRPA等を活用した作業の自動化に取り組むとともに、デジタルに置き換わることができない事務を洗い出し、外部委託も視野に入れて、職員の事務負担の軽減に努めていきます。

《意見 2》

固定資産税については、かなり専門的な知識が必要とされるので、知識や経験を得るための研修等の機会を確保するように努めていただきたい。

《措置内容》

固定資産税は、課税客体が土地・家屋・償却資産と分かれており、それぞれ異なる評価基準が定められており、習得する必要がある専門的な知識は多岐にわたります。市町村アカデミーの専門研修や庁内で受講可能なオンライン研修などを活用し、学びの機会を確保し、職員のスキルアップを図っています。

【債権管理室】

《意見1》

税以外にも料金や手数料などの未収金が多く、多くの課で発生し徴収に苦慮されている。各所管課との情報を共有し、専門的立場で具体的なアドバイスを行い、未収金の回収促進を図っていただきたい。

《措置内容》

債権管理室として、債権所管課からの相談を受け、徴収手続や方法をアドバイスしています。

また、決算時や年度内の随時期に、債権所管課の債権の決算数字を調査し、数字の把握に努め、所管課とのヒアリングを行い、未収金の回収促進を図っていきます。

今後も継続して相談体制の強化や情報共有を行います。

《意見2》

納税の方法がコンビニ納付やスマートフォン決済などにより多様化してきている。利便性が理解されれば未納額の減少も期待されるので、できるだけ対象を広げていくように努めていただきたい。

《措置内容》

納税における納付環境の拡充については、令和5年度から共通納税の対象に、固定資産税・都市計画税、軽自動車税が追加されています。

他の税目についても、準備ができ次第進めていきます。

【防災対策課】

《意見1》

避難場所への防災資機材の整備については、学校への備蓄が遅れているので、充実を図っていただきたい。

《措置内容》

学校とも調整をし、少しずつでも配備できるよう努めます。

《意見2》

自主防災組織による防災訓練については、これまでと視点を変えて行うことで、住民の関心を喚起することに繋がると考えられるので、そうした観点で各地域にアドバイスをしていただきたい。

《措置内容》

年度当初に、自主防災会活動説明会を開催し、共助の取り組みなどアドバイスを行い、地域防災力の向上に努めています。

《意見3》

防災ボランティアについては、実際に災害が発生しないと活動経験を積むことはできないが、いつ何どき災害が発生しないとも限らないので、日頃からの備えに万全を期していただきたい。

《措置内容》

防災ボランティアの会と社会福祉協議会と連携し、研修や訓練を実施するなど、日頃の備えと防災意識の向上に努めます。

《意見4》

ドローンの活用については、本市の広い市域において活用をいかに拡大していくことができるのかについて検討していただきたい。

《措置内容》

本市は現在ドローンを3機保有しています。職員の中からドローンの操縦員の募集及び選考をしています。ドローンの活用につきましては、操縦訓練を定期的に行い、操縦士を養成し、災害時及び平常時に依頼があっても協力ができるように、技術の向上を図っています。

《意見5》

各自主防災組織で整備した資機材については、いつでも使用できるように、各組織における点検管理を支援していただきたい。

《措置内容》

年度当初に説明会を実施し、自主防災会訓練時に資機材の点検を実施し、整備状況表の提出をお願いし、確認、指導に努めます。